市コンビ参考様式第６－４号（コンビ申請手引）

評価項目・評価基準対応一覧

| 項　　　　目 | 基　　　　　準 | 事業所 | 貯槽 | 内　　容 | 対応する基準等 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ．開放検査関係規定　１．通常の管理体制 | 1)　事業所においては、自主保安を基本とした運転、設備及び保安を管理する体制があること。 | ○ |  | 三部門の組織（非腐食性ガスで横置円筒形貯槽のみを対象とする事業所については、事業所の規模等に応じた組織）及び職務が組織規程・責任権限規程等により文書化されていること。 |  |
| 2)　運転管理、設備管理及び保安管理に関する規程・基準類が整備されていること｡ | ○ |  | 文書化されていること。 |  |
| 3)　工事管理に関し、規程・基準類が整備され、適切に実施できる体制であること｡ | ○ |  | 文書化されていること。 |  |
| ２．開放検査工事の手順 | 1)　作業、工事手順が決まっていること。 | ○ | ○ | 開放検査工事の作業、工事手順が次例のように定まっていること。　①　貯槽及び関連配管の残液処②　関連配管の縁切り③　残ガス処理　④　空気への置換　⑤　足場組立　⑥　外観、非破壊検査（内部清掃、前処理含む）　⑦　付属品の取り外し　⑧　付属品の検査　⑨　付属品の復旧　⑩　気密検査　⑪　関連配管の復旧　⑫　高圧ガスへの置換 |  |
| 2)　施工要領書があること。 |  | ○ | 特に検査にかかわる1)⑤､⑥､⑧､⑩が整備されていること。 |  |
| 3)　作業、工事手順に伴う責任区分が明確になっていること。 | ○ | ○ | 作業、工事手順に伴う責任区分、確認方法が明確になっていること。 |  |
| ３．検査基準 | 1)　開放検査における検査項目が定められていること。2)　検査方法が定められていること。3)　技術基準･規格が定められていること。4)　判定基準が定められていること。 | ○ |  | 1) 検査項目が定められているか。2) 検査方法が定められているか。3) 技術基準・規格が定められているか。4) 判定基準が定められているか。5) 上記 1) ～4)の内容は適切なものであるか。 |  |
| ４．補修基準 | 補修要領が定められていること。 | ○ |  | 補修要領が定められているか。 |  |
| ５．溶接補修後の検査基準 | 1)　溶接補修後の検査項目が定められていること。 | ○ |  | 1) 検査基準が定められているか。2) 検査方法が定められているか。3) 検査の施工基準が定められているか。4) 上記1)～3)の内容は適切なものであるか。 |  |
| 2)　検査方法が定められていること。 |  |
| 3)　各検査の施工方法が定められていること｡ |  |
| Ⅱ．開放検査評価体制１．事業所の評価体　　制 | 1)　事業所において、開放検査の評価体制が明確になっていること。 | ○ | ○ | 1)　開放検査を行う組織（外注検査会社を含む｡)が明確化されていること｡(当該開放検査の組織表があること｡)2)　組織の分担及び責任が明確化されていること。3)　外注検査会社の管理が明確化されていること。 |  |
| 2)　事業所には、開放検査結果等を的確に評価できる担当者（以下、「評価者」という。）が１名以上いること。 ① 原則事業所員であること。 ②　評価に対する責任を有すること。　（外注検査会社を含む個々の検査責任者、補修責任者及び付帯工事責任者に対する改善勧告等）1. 評価に必要な知識、経験を有すること。

（該当貯槽の管理に関する知識、経験）④　評価者は、「磁粉探傷試験ﾚﾍﾞﾙ 2（MT2）」（JISZ 2305 資格）又は甲種機械製造保安責任者免状若しくは甲種化学製造保安責任者免状のいずれかを有する者であること。 ただし、非腐食性ガスで横置円筒貯槽のみを対象とする事業所の評価者については、乙種機械でも可とする。 | ○ |  | 1) 評価者の資格等が基準を満たしていること。2) 外部の団体等が行う非破壊検査に関する研修会を受講した者又は社内において非破壊検査に関する教育を受けた者など知識を有する者がいること。3) 開放検査に関する経験は、開放検査を行う組織等に属し､開放検査に係る業務に１年以上従事した者であること。 |  |
| ２．開放検査の評価 | 開放検査の実施状況の確認及び評価が評価者によって適切に実施されていること。 |  | ○ | 1)　評価者により、開放検査関係規程に基づく開放検査期間に応じた評価が実施されていること。2)　評価者により、次に掲げる事項が確認されていること。①　検査を行う者の資格・経験等の保有確認　②　検査基準に基づく検査が実施されたことの確認 |  |
| ３．外注検査会社の評価 | 外注検査会社に委ねる場合は、評価者の意見が反映され、検査に適した協力会社であることが事業所により確認されていること。 | ○ |  | 外注検査会社の技量について、次に掲げる実績等により確認されていること。　①　検査管理体制　②　検査実績　③　検査員の資格等の保有状況　④　検査員の教育訓練状況　⑤　検査設備等の保有状況 |  |
| Ⅲ．開放検査データの保管・活用状況 | 1)　開放検査データを時系列的に保管し、貯槽の検査結果を的確に把握できる体制にあること。 | ○ | ○ | 1)　開放検査記録の収集・解析・保管方法及び保管部署等が明確化されていること。2)　当該貯槽の設置以来の開放検査記録が整理されていること。　　貯槽設計データを含む。(建設年月、建設メーカー､設計仕様、図面　等)3)　欠陥及び腐食発生について原因・対策等を解析し、解析結果が保管されていること。4)　上記の検査記録が補修の要否の判断、寿命の推定等に有効に活用されていること｡ |  |
| 2)　技術資料の保有状況 | ○ |  | 必要な技術資料の入手に努めていること。 |  |
| Ⅳ．開放検査実績 | 適正な開放検査期間毎に行った直近の２回の開放検査結果が以下に適合すること。　①　直近２回の内１回は、本基準による検査結果を満足すること。　②　一般則別表第１、第１項第11号 　 コンビ則別表第３、第１項第18号 　のただし書きの開放検査結果に適合する貯槽であること。 | ○ | ○ | 前回開放検査において、溶接補修等を行っていないこと。 |  |
| Ⅴ．その他評価において考慮すべき事項１．貯槽付属品の検査 | 以下付属品・機器の検査周期及び検査内容が明確になっており、それに従って実施されていること。　①　元弁（第一弁）　②　緊急遮断弁　③　逆止弁　④　液面計　⑤　その他付属品 | ○ | ○ | 1)　JLPA 501(2005年)「ＬＰガスプラント検査基準」（以下「JLPA基準」という。）の第Ⅳ編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であること。2)　緊急遮断装置は、関係規則の基準の内容を満足していること。 |  |
| ２．貯槽外面検査 | 以下項目の検査周期及び検査内容が明確になっており、それに従って実施されていること。　①　溶接部　②　ノズル溶接部　③　塗装状況 | ○ | ○ | JLPA基準の第Ⅲ編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であること。 |  |
| ３．支柱の耐熱措置 | 被服状況の検査項目が明確になっていること｡ | ○ | ○ | JLPA基準の第Ⅲ編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であること。 |  |
| ４．貯槽の据えつけ状況 | 以下の検査項目が明確になっていること｡　①　基礎のひび割れ・崩壊・損傷 ②　ベースプレート部の腐食･損傷･変形　③　アンカーボルト･ナットの腐食･損傷・ゆるみ | ○ | ○ | JLPA基準の第Ⅲ編に準ずるか、又はそれと同等以上の内容であること。 |  |
| ５．除害設備の状況 | 毒性ガスの除害設備は、適切であること｡ |  | ○ | 貯槽の除害設備は、適切に設置されていること。 |  |
| ６．日常管理1)阻害物質の管理 | 1)　阻害物質の含有量の基準値が決められていること。 |  | ○ | 阻害物質の含有量の基準値が定められていること。 |  |
| 2)　阻害物質の基準値の測定法が規定されていること。 |  | ○ | JIS等の基準に準拠していること。 |  |
| 3)　阻害物質の許容量が把握されていること｡ |  | ○ | 測定するか、供給者の分析表で確認していること。 |  |
| 4)　日常、工事時における阻害物質が適正に管理され、含有量の記録が保管されていること。 |  | ○ | 貯槽の使用目的等に応じて、阻害物質を自ら測定し、又は、供給者の分析表等で確認し、かつ、保管していること。 |  |
| 2)運転管理 | 1)　運転条件が設計仕様の範囲内であること｡ |  | ○ | 運転の温度・圧力等が設計以内であること。 |  |
| 2)　運転管理項目が決められ、文書化されていること。 |  | ○ | 運転手順書、運転条件基準等に記載されていること。 |  |
| 3)日常点検 | 日常点検項目が決められていること。 |  | ○ | 外観検査等決められていること。 |  |
| 4)ガス種固有の問題への対応 | 過去の開放検査時に問題となった事項に適切に対応ができていること。 |  | ○ | アンモニア貯槽の応力腐食割れ、メチルアミン類の窒化、酸化エチレンの内容物の重合等への対応はできていること｡ |  |